

実務修習業務規程施行細則改正 新旧対照条文 (改正部分は下線)

現行細則 (抜粋)	改正細則 (抜粋)	備 考
<p style="text-align: center;">実務修習業務規程施行細則</p> <p>業務執行理事会は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会実務修習業務規程第 50 条の規定に基づき、実務修習業務規程施行細則を次のように定める。</p> <p>(実務修習業務を行う時間及び休日)</p> <p>第 2 条 規程第 4 条第 2 項に規定する実施方法は次のとおりとする。</p> <p>一 講義は、本会があらかじめ指定した期間において実施する。</p> <p>二 基本演習は、4 段階に分けて、それぞれ次に定める段階ごとに、当該各号で定める日数（土曜日、日曜日又は祝日を含めることができる。）及び実施時期により年間延べ 10 日にわたり実施する。</p> <p>イ 第一段階 <u>3 日間</u> 概ね 4 月</p> <p>ロ 第二段階 <u>2 日間</u> 概ね 5 月</p> <p>ハ 第三段階 <u>3 日間</u> 概ね 8 月</p> <p>ニ 第四段階 <u>2 日間</u> 概ね 9 月</p> <p>三 実地演習は、実地演習実施機関の事業内容に応じて定められた就業規則等に従い、あらかじめ修習生に説明した時間に実施する。</p> <p>四 規程第 38 条第 1 項並びに第 2 項第二号及び第三号に規定する修了考査は、原則として毎年 12 月 1 日からその翌年 2 月末日までの間において、土曜日、日曜日又は祝日を含めて実施することができる。</p> <p>五 規程第 38 条第 2 項第一号に規定する修了考査は、原則として毎年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの間において、土曜日、日曜日又は祝日を含めて実施することができるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">実務修習業務規程施行細則</p> <p>業務執行理事会は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会実務修習業務規程第 50 条の規定に基づき、実務修習業務規程施行細則を次のように定める。</p> <p>(実務修習業務を行う時間及び休日)</p> <p>第 2 条 規程第 4 条第 2 項に規定する実施方法は次のとおりとする。</p> <p>一 講義は、本会があらかじめ指定した期間において実施する。</p> <p>二 基本演習は、4 段階に分けて、それぞれ次に定める段階ごとに、当該各号で定める日数（土曜日、日曜日又は祝日を含めることができる。）及び実施時期により年間延べ 10 日にわたり実施する。</p> <p>イ 第一段階 <u>2 日間</u> 概ね 4 月</p> <p>ロ 第二段階 <u>3 日間</u> 概ね 5 月</p> <p>ハ 第三段階 <u>2 日間</u> 概ね 8 月</p> <p>ニ 第四段階 <u>3 日間</u> 概ね 9 月</p> <p>三 実地演習は、実地演習実施機関の事業内容に応じて定められた就業規則等に従い、あらかじめ修習生に説明した時間に実施する。</p> <p>四 規程第 38 条第 1 項並びに第 2 項第二号及び第三号に規定する修了考査は、原則として毎年 12 月 1 日からその翌年 2 月末日までの間において、土曜日、日曜日又は祝日を含めて実施することができる。</p> <p>五 規程第 38 条第 2 項第一号に規定する修了考査は、原則として毎年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの間において、土曜日、日曜日又は祝日を含めて実施することができるものとする。</p>	<p>・2 条二号…各段階で扱う類型の特性に鑑み、指導に必要な実施日数を確保したうえで、全段階の延べ日数は変更しないよう改正する。</p>

実務修習業務規程施行細則

現行細則（抜粋）	改正細則（抜粋）	備 考																																																						
<p>(料金の納入期日及び納入方法)</p> <p>第5条 規程第10条第8項に規定する料金の納入期日及び納入方法は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 実務修習の受講申込みに当たって納入する料金の納入期日及び納入方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 程</th> <th>納 入 期 日</th> <th>納 入 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講 義</td> <td>実務修習期間開始日の7日前 (注) ただし、規程第32条の規定に</td> <td>本会の指定口座に振り込む</td> </tr> <tr> <td>基本演習</td> <td>基づき実地演習における一部の演習を履修したものとする取扱いの適用を受けようとする申込者については、実務修習期間開始日の30日前。</td> <td>本会の指定口座に振り込む</td> </tr> <tr> <td>実地演習 (審査料)</td> <td></td> <td>本会の指定口座に振り込む</td> </tr> <tr> <td>実地演習 (受講料)</td> <td>実地演習実施機関が指定する日</td> <td>実地演習実施機関が指定する方法</td> </tr> <tr> <td>修了考査</td> <td>修了考査開始日の7日前</td> <td>本会の指定口座に振り込む</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：1 本会の指定口座に振り込む料金は、修了考査に係る料金を除き、上表の納入期日の欄に定める期日までに一括して振り込むものとする。</p> <p>2 振込手数料は、すべて申込者の負担とし、一旦納入した料金は、原則として返還しない。</p> <p>ただし、講義、基本演習、実地演習のいずれかの課程若しくは全部について、当該開始日までに受講の取消しを申し出た場合又は受講開始日から実務修習期間の終わる日までにおいて、講義、基本演習、実地演習のいずれかの課程若しくは全部について、すべて受講しなかった場合には、当該課程の料金に限り全額返還する(振込手数料を控除した額を修習生の指定口座に振り込む)。</p> <p>二 規程第30条第1項の規定に基づき実務修習期間内に再履修する場合に当たって納入する料金の納入期日及び納入方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 程</th> <th>納 入 期 日</th> <th>納 入 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実地演習 (審査料)</td> <td>別表第2の期間内再履修時履修期限の欄に定める期日の7日前</td> <td>本会の指定口座に振り込む</td> </tr> <tr> <td>実地演習 (受講料)</td> <td>実地演習実施機関が指定する日</td> <td>実地演習実施機関が指定する方法</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考： 振込手数料は、すべて修習生の負担とし、一旦納入した料金は、原則として返還しない。</p>	課 程	納 入 期 日	納 入 方 法	講 義	実務修習期間開始日の7日前 (注) ただし、規程第32条の規定に	本会の指定口座に振り込む	基本演習	基づき実地演習における一部の演習を履修したものとする取扱いの適用を受けようとする申込者については、実務修習期間開始日の30日前。	本会の指定口座に振り込む	実地演習 (審査料)		本会の指定口座に振り込む	実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する日	実地演習実施機関が指定する方法	修了考査	修了考査開始日の7日前	本会の指定口座に振り込む	課 程	納 入 期 日	納 入 方 法	実地演習 (審査料)	別表第2の期間内再履修時履修期限の欄に定める期日の7日前	本会の指定口座に振り込む	実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する日	実地演習実施機関が指定する方法	<p>(料金の納入期日及び納入方法)</p> <p>第5条 規程第10条第8項に規定する料金の納入期日及び納入方法は、<u>原則として</u>、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 実務修習の受講申込みに当たって納入する料金の納入期日及び納入方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 程</th> <th>納 入 期 日</th> <th>納 入 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講 義</td> <td>実務修習期間開始日の10日前 (注) ただし、規程第32条の規定に</td> <td>本会の指定口座に振り込む</td> </tr> <tr> <td>基本演習</td> <td>基づき実地演習における一部の演習を履修したものとする取扱いの適用を受けようとする申込者については、実務修習期間開始日の30日前。</td> <td>本会の指定口座に振り込む</td> </tr> <tr> <td>実地演習 (審査料)</td> <td></td> <td>本会の指定口座に振り込む</td> </tr> <tr> <td>実地演習 (受講料)</td> <td>実地演習実施機関が指定する日</td> <td>実地演習実施機関が指定する方法</td> </tr> <tr> <td>修了考査</td> <td>修了考査開始日の7日前</td> <td>本会の指定口座に振り込む</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：1 本会の指定口座に振り込む料金は、修了考査に係る料金を除き、上表の納入期日の欄に定める期日までに一括して振り込むものとする。</p> <p>2 振込手数料は、すべて申込者の負担とし、一旦納入した料金は、原則として返還しない。</p> <p>ただし、講義、基本演習、実地演習のいずれかの課程若しくは全部について、当該開始日までに受講の取消しを申し出た場合又は受講開始日から実務修習期間の終わる日までにおいて、講義、基本演習、実地演習のいずれかの課程若しくは全部について、すべて受講しなかった場合には、当該課程の料金に限り全額返還する(振込手数料を控除した額を修習生の指定口座に振り込む)。</p> <p>二 規程第30条第1項の規定に基づき実務修習期間内に再履修する場合に当たって納入する料金の納入期日及び納入方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 程</th> <th>納 入 期 日</th> <th>納 入 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実地演習 (審査料)</td> <td>別表第2の期間内再履修時履修期限の欄に定める期日の7日前</td> <td>本会の指定口座に振り込む</td> </tr> <tr> <td>実地演習 (受講料)</td> <td>実地演習実施機関が指定する日</td> <td>実地演習実施機関が指定する方法</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考： 振込手数料は、すべて修習生の負担とし、一旦納入した料金は、原則として返還しない。</p>	課 程	納 入 期 日	納 入 方 法	講 義	実務修習期間開始日の10日前 (注) ただし、規程第32条の規定に	本会の指定口座に振り込む	基本演習	基づき実地演習における一部の演習を履修したものとする取扱いの適用を受けようとする申込者については、実務修習期間開始日の30日前。	本会の指定口座に振り込む	実地演習 (審査料)		本会の指定口座に振り込む	実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する日	実地演習実施機関が指定する方法	修了考査	修了考査開始日の7日前	本会の指定口座に振り込む	課 程	納 入 期 日	納 入 方 法	実地演習 (審査料)	別表第2の期間内再履修時履修期限の欄に定める期日の7日前	本会の指定口座に振り込む	実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する日	実地演習実施機関が指定する方法	<p>・5条一号…実務修習期間の開始に先立って、納入後に行う教材発送等の事務処理の都合上、納入期日を変更する。</p>
課 程	納 入 期 日	納 入 方 法																																																						
講 義	実務修習期間開始日の7日前 (注) ただし、規程第32条の規定に	本会の指定口座に振り込む																																																						
基本演習	基づき実地演習における一部の演習を履修したものとする取扱いの適用を受けようとする申込者については、実務修習期間開始日の30日前。	本会の指定口座に振り込む																																																						
実地演習 (審査料)		本会の指定口座に振り込む																																																						
実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する日	実地演習実施機関が指定する方法																																																						
修了考査	修了考査開始日の7日前	本会の指定口座に振り込む																																																						
課 程	納 入 期 日	納 入 方 法																																																						
実地演習 (審査料)	別表第2の期間内再履修時履修期限の欄に定める期日の7日前	本会の指定口座に振り込む																																																						
実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する日	実地演習実施機関が指定する方法																																																						
課 程	納 入 期 日	納 入 方 法																																																						
講 義	実務修習期間開始日の10日前 (注) ただし、規程第32条の規定に	本会の指定口座に振り込む																																																						
基本演習	基づき実地演習における一部の演習を履修したものとする取扱いの適用を受けようとする申込者については、実務修習期間開始日の30日前。	本会の指定口座に振り込む																																																						
実地演習 (審査料)		本会の指定口座に振り込む																																																						
実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する日	実地演習実施機関が指定する方法																																																						
修了考査	修了考査開始日の7日前	本会の指定口座に振り込む																																																						
課 程	納 入 期 日	納 入 方 法																																																						
実地演習 (審査料)	別表第2の期間内再履修時履修期限の欄に定める期日の7日前	本会の指定口座に振り込む																																																						
実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する日	実地演習実施機関が指定する方法																																																						

実務修習業務規程施行細則

現行細則（抜粋）	改正細則（抜粋）	備 考																														
<p>三 規程第 31 条第 2 項の規定に基づき実務修習期間を延長する場合に当たって納入する料金の納入期日及び納入方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 程</th> <th>納 入 期 日</th> <th>納 入 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講 義</td> <td>当初申請の実務修習期間終了</td> <td>本会の指定口座に振り込む</td> </tr> <tr> <td>基本演習</td> <td>年の 11 月末日</td> <td>本会の指定口座に振り込む</td> </tr> <tr> <td>実地演習 (審査料)</td> <td>当初申請の実務修習期間終了 年の 12 月末日</td> <td>実地演習実施機関が指定する 方法</td> </tr> <tr> <td>実地演習 (受講料)</td> <td>実地演習実施機関が指定する 日</td> <td>実地演習実施機関が指定する 方法</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考： 振込手数料は、すべて修習生の負担とし、一旦納入した料金は、原則として返還しない。</p> <p>四 第二号の規定は、第 20 条第 5 項及び第 6 項の規定による審査の結果、同項に規定する実務経験を有すると認められなかった場合に準用する。この場合、第二号に掲げる表において納入期日の欄中「期間内再履修時履修期限の欄」とあるのは、「当初期間履修期限の欄」と読み替えるものとする。</p> <p>(実務修習期間の延長に関して必要な事項)</p> <p>第 18 条 規程第 31 条第 3 項に規定する実務修習期間の延長に関して必要な事項については、次の各号に規定するものとする。</p> <p>一 実務修習期間の延長を希望する修習生は、延長前の実務修習期間の末日の 30 日前から末日まで又は実地演習の最終回の審査結果の通知が到着してから 14 日以内に、様式 14 により実務修習期間延長申請書を本会に申請しなければならない。</p> <p>二 延長できる期間は、延長前の期間の期末の翌日から 1 年又は 2 年とする。</p> <p>三 延長が認められた修習生は、延長後の実務修習期間において、講義又は基本演習の修得が確認されていない場合は当該単元の履修及び修得が確認されていない実地演習の履修をしなければならない。</p> <p>四 延長後の実地演習においては、修得が確認されていない課題の件数（物件調査実地演習は一式を 1 件と数える）を、第 16 条第十八号の規定による提出期限の各回に均等配分して履修するものとし、配分に余りが出た場合は、その件数を、早い期限の回から 1 件ずつ割り振るものとする。</p> <p>五 第 16 条第十九号の規定は、第一号の規定に基づき実務修習期間を延長した者について準用する。</p> <p>六 前条の規定は、修習生が第一号の規定により実務修習期間を延長した場合について準用する。この場合、同条第一号及び第二号中「期間内」とあるのは、「延長期間内」と、別表第 2 中「実務修習期間」とあるのは「実務修習延長期間」と読み替えるものとする。</p>	課 程	納 入 期 日	納 入 方 法	講 義	当初申請の実務修習期間終了	本会の指定口座に振り込む	基本演習	年の 11 月末日	本会の指定口座に振り込む	実地演習 (審査料)	当初申請の実務修習期間終了 年の 12 月末日	実地演習実施機関が指定する 方法	実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する 日	実地演習実施機関が指定する 方法	<p>三 規程第 31 条第 2 項の規定に基づき実務修習期間を延長する場合に当たって納入する料金の納入期日及び納入方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 程</th> <th>納 入 期 日</th> <th>納 入 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講 義</td> <td>当初申請の実務修習期間終了</td> <td>本会の指定口座に振り込む</td> </tr> <tr> <td>基本演習</td> <td>年の 11 月末日</td> <td>本会の指定口座に振り込む</td> </tr> <tr> <td>実地演習 (審査料)</td> <td>当初申請の実務修習期間終了 年の 12 月末日</td> <td>実地演習実施機関が指定する 方法</td> </tr> <tr> <td>実地演習 (受講料)</td> <td>実地演習実施機関が指定する 日</td> <td>実地演習実施機関が指定する 方法</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考： 振込手数料は、すべて修習生の負担とし、一旦納入した料金は、原則として返還しない。</p> <p>四 第二号の規定は、第 20 条第 5 項及び第 6 項の規定による審査の結果、同項に規定する実務経験を有すると認められなかった場合に準用する。この場合、第二号に掲げる表において納入期日の欄中「期間内再履修時履修期限の欄」とあるのは、「当初期間履修期限の欄」と読み替えるものとする。</p> <p>(実務修習期間の延長に関して必要な事項)</p> <p>第 18 条 規程第 31 条第 3 項に規定する実務修習期間の延長に関して必要な事項については、次の各号に規定するものとする。</p> <p>一 実務修習期間の延長を希望する修習生は、延長前の実務修習期間の末日の 30 日前から末日まで又は実地演習の最終回の審査結果の通知が到着してから 14 日以内に、様式 14 により実務修習期間延長申請書を本会に申請しなければならない。</p> <p>二 延長できる期間は、延長前の期間の期末の翌日から 1 年又は 2 年とする。</p> <p>三 延長が認められた修習生は、延長後の実務修習期間において、講義又は基本演習の修得が確認されていない場合は当該単元の履修及び修得が確認されていない実地演習の履修をしなければならない。</p> <p>四 延長後の実地演習においては、修得が確認されていない課題の件数（物件調査実地演習は一式を 1 件と数える）を、第 16 条第十八号の規定による提出期限の各回 <u>（延長期間を 1 年とした場合は、10 月末日を提出期限とする最終回を除く）</u> に均等配分して履修するものとし、配分に余りが出た場合は、その件数を、早い期限の回から 1 件ずつ割り振るものとする。</p> <p>五 第 16 条第十九号の規定は、第一号の規定に基づき実務修習期間を延長した者について準用する。</p> <p>六 前条の規定は、修習生が第一号の規定により実務修習期間を延長した場合について準用する。この場合、同条第一号及び第二号中「期間内」とあるのは、「延長期間内」と、別表第 2 中「実務修習期間」とあるのは「実務修習延長期間」と読み替えるものとする。</p>	課 程	納 入 期 日	納 入 方 法	講 義	当初申請の実務修習期間終了	本会の指定口座に振り込む	基本演習	年の 11 月末日	本会の指定口座に振り込む	実地演習 (審査料)	当初申請の実務修習期間終了 年の 12 月末日	実地演習実施機関が指定する 方法	実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する 日	実地演習実施機関が指定する 方法	<p>・ 18 条四号…延長期間を 1 年とした場合、現行規定での課題の割り振り方において、10 月末日を提出期限とする最終回に割り振られた課題が非認定となったときは、再履修の救済措置がなく、実務修習終了の取扱いとなる。</p> <p>救済の機会を確保するため、延長後の実地演習における課題の割り振り方を改正する。具体的には、3 月末</p>
課 程	納 入 期 日	納 入 方 法																														
講 義	当初申請の実務修習期間終了	本会の指定口座に振り込む																														
基本演習	年の 11 月末日	本会の指定口座に振り込む																														
実地演習 (審査料)	当初申請の実務修習期間終了 年の 12 月末日	実地演習実施機関が指定する 方法																														
実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する 日	実地演習実施機関が指定する 方法																														
課 程	納 入 期 日	納 入 方 法																														
講 義	当初申請の実務修習期間終了	本会の指定口座に振り込む																														
基本演習	年の 11 月末日	本会の指定口座に振り込む																														
実地演習 (審査料)	当初申請の実務修習期間終了 年の 12 月末日	実地演習実施機関が指定する 方法																														
実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する 日	実地演習実施機関が指定する 方法																														

実務修習業務規程施行細則

現行細則（抜粋）	改正細則（抜粋）	備 考
	<p style="text-align: center;">附 則（平成 30 年 7 月 18 日一部改正）</p> <p><u>改正後の細則は、平成 30 年 12 月 1 日以降に実施される実務修習を新たに受講する者について適用する。ただし、第 18 条第四号の規定は、同日前に実施されている実務修習を受講している者について、改正後の規定を適用する。</u></p>	<p>日及び 7 月末日を提出期限とする回に割り振り、この 2 回で非認定となった課題について、10 月末日を提出期限とする回に再履修できることとする。</p> <p>【参考】 第 16 条十八号 修習生による第九号に規定する物件調査実地演習報告書及び第十五号に規定する一般実地演習報告書の提出並びに実地演習実施機関による規程第 28 条に規定する実地演習の実施状況の報告は、物件調査実地演習については、12 月末日までに 2 件一式を提出するものとし、一般実地演習については、必須件数 13 件につき別表第 2 に掲げる実務修習期間の区分に応じ同表の当初期間履修期限の欄に定める期日までに同表の当初期間提出件数の欄に定める件数をそれぞれ提出するものとする。</p>